

松原市パブリックコメント手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画の促進を図り、もって市民との協働による開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の政策に関する基本的な計画等を立案する過程において、その計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を市民等に公表し、これらについて提出された市民等の意見、情報等（以下「意見等」という。）を考慮して意思決定を行う手続をいう。
- (2) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市の区域内に住所を有する者
 - イ 市の区域内の事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 市の区域内の学校に在学する者
 - エ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - オ その他パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの
- (3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長をいう。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象は、次に掲げるもののうち、市民生活に広く影響を与えるものとする。

- (1) 市の基本的な施策に関する計画、指針等の策定及び改定
 - (2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例等（条例案並びに実施機関の定める規則及び規程をいう。以下同じ。）の制定改廃
 - (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例等（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定改廃
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が第1条の目的に照らし、パブリックコメント手続を行う必要があると認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、パブリックコメント手続の対象から除くものとする。
- (1) 迅速性若しくは緊急性を要するもの又は軽微なもの
 - (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に提案するもの
 - (3) 法令等により縦覧、意見の提出その他パブリックコメント手続に準ずる手続が行われるもの

- (4) 実施機関の審議会等がパブリックコメント手続に準ずる手続を経て作成した報告、答申等に基づいて意思決定が行われるもの
(公表の時期等)

第4条 実施機関は、前条に規定するパブリックコメント手続の対象となるもの（以下「計画等」という。）の立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、当該計画等の案を公表するものとする。この場合において、実施機関は、次に掲げる資料等を併せて公表するものとする。

- (1) 計画等の名称、趣旨、目的及び背景等
- (2) 計画等の案の概要
- (3) 計画等の案を理解するために必要な資料

2 前項の規定による公表の際には、計画等の案に対する意見等の提出方法、提出先、提出期限、提出のあった意見等の処理方法及び問い合わせ先を同時に明示しなければならない。

3 第1項の規定による公表の方法は、次のとおりとする。

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 計画等の担当窓口及び情報コーナーへの備付け
(提出期間等)

第5条 実施機関は、計画等の案の公表日から少なくとも30日間の期間を設け、意見等の提出を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、30日を下回る期間を定めることができる。

2 意見等の提出方法は、担当課窓口への持参、電子メール、郵便及びファクシミリとする。

ただし、これらの方法でもって行うことが困難であると実施機関が認めた場合、実施機関の定める方法により意見の提出をすることができるものとする。

3 意見等を提出しようとする市民等は、氏名、住所等当該市民等であることを確認できる事項を明記しなければならない。

(意見等の取扱い)

第6条 実施機関は、意見等を考慮して計画等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 意見等の概要
- (2) 意見等に対する実施機関の考え方
- (3) 計画等の案を修正した場合における当該修正の内容及びその理由

3 意見等の公表の方法は、計画等の案の公表方法に準じるものとする。

4 意見等の公表に際しては、公表することにより提出した者の権利又は競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、当該者の同意がない限り、その権利等を害するおそれがある部分を公表しないものとする。

(パブリックコメント手続責任者)

第7条 パブリックコメント手続について実施機関内を取りまとめその推進を図るため、実施機関（市長及び教育委員会にあっては各部）ごとに1名のパブリックコメント手続責任者（次項において「手続責任者」という。）を置く。

2 手続責任者は、市長及び教育委員会にあっては部の次長を、他の実施機関にあっては次長級の職員その他実施機関が適当と認める者をもって充てるものとする。

(パブリックコメント手続推進委員会)

第8条 パブリックコメント手続の適切な推進及び総合的な調整を図るため、パブリックコメント手続推進委員会（以下この条において「推進委員会」という。）を設置し、必要に応じ開催するものとする。

2 推進委員会の委員は、市長公室長及び総務部長とする。

3 推進委員会は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

(実施状況の公開等)

第9条 市長は、他の実施機関に対し、パブリックコメント手続に関し、報告を求め、又は助言を行うことができる。

2 市長は、毎年1回パブリックコメント手続の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(実施の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施し、平成19年4月1日以後に計画等の最終的な意思決定を行うものから適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。